

ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業補助金 募集要領
(令和8年4月募集分)

令和8年4月23日
商工観光労働部企業振興課

1 目的

エネルギーや物価の高騰により影響を受けている県内ものづくり企業等に対し、省エネルギー、省コスト化につながる設備改修や生産ラインの自動化などの生産プロセスの改善、将来を見据えた事業の新展開に向けた設備改善等に要する経費の一部を支援します。

2 事業内容等

(1) 補助対象者

エネルギーや物価の高騰により影響を受けた県内ものづくり企業等で、下記①～④の要件を全て満たす者

- ① 以下のいずれかに該当する者であること。
 - ア 県内に事務所又は事業所を有する者で、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）であること。
 - イ 県内に事務所又は事業所を有する者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律18号）第2条第1項第6号から第8号までの規定による法人であること。
- ② 製造業者（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E製造業に属する業種）であること。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ その他、下記(5)に定める申込要件を満たしていること。

(2) 補助対象事業及び補助率等

別表のとおり

(3) 予算額

375,000千円以内

(4) 事業実施期間

交付決定の日以降に事業に着手し、令和9年1月31日までに事業が完了するものに限り。この期間に事業が完了しない場合、補助金は交付できません。

なお、交付決定日までに既に着手している事業は、補助の対象となりません。

(5) 申込資格

- ① 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ③ 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立

てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

3 手続きの流れ

- (1) **審査申込【事業者→県】** 令和8年5月29日（金）午後5時 必着
審査の申込みに必要な書類を県に提出してください。（必要書類の詳細は、「4 審査申込書等の提出」を参照）
- (2) **審査、採択・不採択の決定通知【県→事業者】** 令和8年6月12日（金）日途
県において提出書類を審査し、採択又は不採択を決定し、通知します。
- (3) **補助金等交付申請書の提出** 令和8年6月19日（金）
採択された企業は、補助金等交付申請書を県に提出してください。
- (4) **補助金交付決定【県→事業者】** 令和8年6月下旬頃
県において交付決定手続きを行います。
交付決定の通知があった日から、事業の実施（設備機器等の発注等）が可能となります。
- (5) **補助事業の実施【事業者】** 令和9年1月31日（日）まで
「2 事業内容等（4）事業実施期間」に定める期間内に補助事業を全て完了させる必要があります。
- (6) **実績報告【事業者→県】**
補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった年度の2月5日（金）のいずれか早い日にまでに事業実績書等を提出してください。
- (7) **補助金額の確定の通知【県→事業者】**
県において、事業実績書等及び現地の確認を行い、事業完了と認めた場合、補助金の金額を確定して通知します。
- (8) **補助金の請求【事業者→県】**
確定通知が届いたら、請求書を速やかに提出してください。
- (7) **補助金の交付【県→事業者】**
請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

4 審査申込書等の提出

- (1) **提出書類**
下記書類を1部提出すること。（全ての書類が過不足なく出そろった時点を受付日とします。）
 - ① 審査申込書（別記様式）
 - ② ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業補助金交付要綱第5条に規定する申請書に添付すべき以下の書類
 - ・事業計画書（様式第1号）
 - ・収支予算書（様式第2号）
 - ・納税証明書（県税に未納がないことの証明（個人県民税及び地方消費税を除く。）（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
※ 事業所所在地の県税・総務事務所で取得してください。
 - ・個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）
 - ・誓約書（様式第4号）
 - ・申請者の概要が分かる資料（パンフレット、定款等）
 - ・履歴又は現在事項全部証明書（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - ・過去2年分の決算書
 - ・予算積算の根拠となる見積書、機器等の概要が分かる資料（カタログ等）
 - ※ 発注先の選定においては、一件の発注ごとに、競争入札又は複数事業者から見積書を徴収してください。（詳細は、「7 補助事業の実施に当たっての注意事項(3)」を参照。）
 - ・組合員名簿（交付要綱第2条第1項第1号イに該当する者のみ）

(2) 提出方法等

- ・提出方法 郵送又は持参によること。
- ・提出先 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部 企業振興課 食品・工業・情報産業担当

(3) 申請受付期限

令和8年5月29日(金) 午後5時 必着

5 審査、採択・不採択の決定、交付決定

(1) 審査の方法

審査申込書等の内容をもとに、事業の具体性や妥当性及び事業の成果見込み等について県で審査の上、予算の範囲内で補助事業者を選定します。

ただし、応募数や計画内容等により、減額、若しくは不採択となる場合があります。

なお、申込者が「パートナーシップ構築宣言」を行っている場合は、審査において加点を行います。

(2) 交付決定に関する注意事項

補助金の交付決定額は、補助の限度額を示すものであり、補助金の支払額を確約するものではありません(交付決定額=支払決定額ではありません。)。補助金の交付額は、事業完了後の実績報告に基づいて計算し、補助金の交付決定額を上限として確定します。

6 審査申込に当たっての留意点等

- (1) 原則、書類審査としますが、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- (2) 事業計画書等の提出書類に不明な点がある場合は、申込者に質疑や追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出書類の作成及び提出をはじめ申込みに係る費用は、全て申込者の負担とします。

7 補助事業の実施に当たっての注意事項

- (1) 補助金の交付決定日前に発注を行った経費は補助対象外となります。
- (2) 一件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払いに至るまでの証拠書類が必要になります。証拠書類は他の経理と明確に区分して整理してください。補助事業終了後の確定検査において、補助対象機器や適正な証拠書類が確認できない場合は、当該経費は補助対象外になります。
※ 証拠書類とは、見積書、発注書、契約書(請書)、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、事業の内容を明らかにする資料・写真等のことを指します。
- (3) 発注先の選定においては、一件の発注ごとに、競争入札の実施又は複数の業者から見積書を徴収してください。申請書に添付する見積書についても同様ですが、交付決定後も見積金額に変更がない場合は、交付決定後の再度の見積徴収は必要ありません。
※ 1件の金額が10万円未満(税込)の場合は、1者から見積書でも可とします。
※ 発注する契約内容の性質上、複数の者から見積書を徴収することが困難な場合は、その具体的な理由を明記した書類(様式任意)を作成し、事業計画書、事業実績書に添付してください。
- (4) 帳簿及び証拠書類(原本)は、補助事業の完了年度の終了後5年間、監査要求等があったときは、いつでも閲覧できるように保存してください。

8 実績報告等

(1) 事業完了に係る報告

補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった年度の2月5日(金)のいずれか早い日までに事業実績書(様式第1号)、収支決算書(様式第2号)及び証拠書類(支出の事実を証明する書類(領収書等)、事業の実施を証

明する書類（写真等）を提出してください。

書類の確認を行った後、県の担当者が実地確認を行います。

(2) 事業実施成果に係る報告

本事業の完了した日の属する翌会計年度終了後、速やかに、本補助事業に係る成果について、令和8年度ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業補助金に係る事業実施成果報告書（別紙）及び報告内容の根拠となる書類（決算書等）を提出してください。

なお、事業実施成果報告書提出後、次年度以降も、必要に応じて状況確認等に協力いただく場合があります。

9 問い合わせ

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 食品・工業・情報産業担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7095

FAX：0985-32-4457

E-mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>エネルギーや物価の高騰により影響を受けた県内ものづくり企業等が行う事業であって、補助対象経費の合計が 500 万円以上となるもの。</p> <p>ただし、国、県及び市町村による他の補助金を受けていないものに限る。</p>	(1) 省エネルギー、省コスト化につながる設備改修に要する経費	1 / 2 以内	1,500 万円 (ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
	(2) 生産ラインの自動化などの生産プロセスの改善に要する経費		
	(3) 将来を見据えた事業の新展開に向けた設備改善に要する経費		
	(4) 上記(1)～(3)の事業を効果的に実施するためのコンサルティングに要する経費		

※ 補助対象経費には付帯工事及び設備の稼働に必要なシステム構築に係る経費を含む。

【注意点】

- ※ 補助対象は、事業期間内に改修や設置が終了するものに限りませう。
- ※ 以下の経費は補助対象外となります。
 - ・ 生産に直接関係のない施設の改修等に係る経費（照明のLED化や太陽光パネルの設置等）
 - ・ 設備設置等と直接関係のない工事に係る経費
 - ・ 土地の取得や土地の造成の経費
 - ・ 振込手数料（ただし、取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象経費として計上可能）
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ その他補助することが適当であると認められない経費

別紙

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

令和8年度ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業補助金に係る
事業実施成果報告書

年 月 日付け で交付決定のあった標記補助事業について、事業の実施に係る成果を下記のとおり報告します。

記

1 付加価値額の実績

(単位：千円)

	事業実施前年度 (年度実績)	事業完了後年度 (年度実績)
①営業利益		
②人件費		
③減価償却費		
付加価値額 (①～③合計)		

2 事業により導入した機器等の使用状況

3 事業実施による効果